

更生保護の被害者等施策の利用者の要望等

更生保護の被害者等施策においては、平成19年12月の制度施行後、現在まで、制度を利用した被害者等から、制度利用の感想や制度に対する意見を聴取等はしていない。

ただし、平成30年11月～12月に開催された被害者担当官等地方別協議会の協議意見として、全国の8箇所地方委員会及び50箇所の保護観察所から、次のような内容が報告された（複数回答あり）。これらは、制度を利用した被害者等から、被害者等施策に携わる現場職員に対して示された要望等であり、参考に資するものと思われる。

第1 被害者等からの問合せにおいてみられた要望

1 加害者の主観に関する情報の提供

加害者の反省の程度や現在の心境、被害者等に対する被害弁償・謝罪をどのように行っていくつもりかといった加害者の主観に関する情報を提供するよう要望を受けた。

2 加害者の客観的な情報の提供

(1) 加害者の矯正施設からの釈放の日

加害者の矯正施設からの釈放の日について、情報提供するよう要望を受けた。

(2) 加害者の具体的な連絡先

加害者の住所・電話番号など具体的な連絡先について、情報提供するよう要望を受けた。

関連して、加害者の同居人を明らかにするよう要望を受けた。

(3) 加害者の生活状況

加害者の就労・就学の有無など生活状況について、情報提供するよう要望を受けた。

関連して、加害者の就労先名称を明らかにするよう要望を受けた。

3 加害者の仮釈放等

加害者の仮釈放等を許す旨の決定をしないよう求められた。

関連して、加害者に確実に被害弁償をさせるために、仮釈放等を許す旨の決定をするよう求められた。

なお、仮釈放等審理の開始を通知した際に、「仮釈放等が許されたのか」と誤解する被害者等がいた。

4 加害者に対する指導等

(1) 被害弁償・謝罪の実現

保護観察による指導によって、被害弁償・謝罪が実現されるよう求められた。

(2) 接近禁止の実現

保護観察による指導によって、接近禁止や再被害からの保護が実現されるよう求められた。

(3) 的確な指導監督の実行

上記(1)や(2)に限定せず、保護観察によって、的確な指導監督をするよう求められた。

(4) 保護観察の内容等の情報の提供

保護観察において、保護観察所側はどのように加害者を指導し、加害者はその指導をどのように受けているのか（態度や具体的な行動の変容があったか、遵守事項は遵守しているのかなど）といった、保護観察の内容等について、情報提供するよう要望を受けた。

関連して、保護観察における接触回数が少なかったり、0回であったりしたときの具体的な理由について、情報提供するよう要望を受けた。

また、加害者を指導している面接場面を見せてほしい、主任官（※加害者を担当する保護観察官）に会わせてほしいという要望を受けた。

(5) 加害者との面談の実現

被害者等と加害者との面談を実現するよう求められた。

5 その他

例えば、次に掲げる事項についての要望があった。

- ・ 被害者等への生活支援
- ・ 加害者の更生への期待・激励
- ・ （制度外で）加害者に対する伝言の実行
- ・ 制度利用で求められる疎明資料の簡略化

第2 制度利用後に、被害者等から得られた感想等

1 被害者等通知制度関係

加害者の住所，加害者が就労しているか否か，本当に反省して再犯のない堅実な生活を送っているのか等の情報が得られないことに対する不満の声が寄せられた。

一方で，保護観察開始に係る通知をした際に心情等伝達制度に係る情報提供をしたところ，制度利用につながった例，及び保護観察終了に係る通知をした後，情報提供に感謝する旨の連絡を受けた例があった。

2 意見等聴取制度関係

(1) 聴取そのものに対するもの

被害者等から，①委員に直接意見を聴いてもらえたことに達成感があったとの感想や，②聴取における地方委員会の対応への謝意，③被害を受け日頃苦しんでいることを話せる場がなかったため，気持ちが楽になったなど，犯罪被害等に係る話ができる場が存在することへの謝意が示された。

(2) 仮釈放等審理の結果に対するもの

被害者等の意向に反して，加害者の仮釈放等を許す旨の決定がなされた場合に，失望感・不信感を示す被害者等があり，その場合，仮釈放等が許可された理由や，自身の意見がきちんと反映されたのかといったことについて質問があることが多い。

(3) その他

地方委員会に出向いて意見等聴取に臨む段になって，書面で意見等を示すことができることを知らされたとの苦情があった。

また，意見等聴取制度そのものに係る話ではないが，ある加害者について，仮釈放を許す旨の決定をしない旨の判断が一旦なされたが，その後，再度矯正施設の庁から仮釈放審理の申出があり，再度仮釈放審理が開始されたことを知った被害者等から，大変ショックを受けたとの連絡があった。

3 心情等伝達制度関係

(1) 聴取そのものに対するもの

被害者等から，「加害者からの被害弁償はなされなかったとはいえ，今まで情けない気持ちを誰にも話すことができなかつた中で，親身になって聴いてもらって救われた」「気持ちを吐き出すことができて良かった」「必ずしも満足のいく結果ではなかつたが，制度を利用したことで自分の気持ちに区切りがついた」など，犯罪被害等に係る話ができる場が存在することへの謝意が聞かれた。

特に，同一の加害者に関し，心情等伝達制度を10回以上利用した被害者等からは，「繰り返し加害者に気持ちを伝えることができたことが，大きな（被害者等自身の）立直りのきっかけになったと思う」との感想が述べられた。

(2) 心情等伝達時の加害者の反応が良好とはいえない場合

心情等伝達時の加害者の反応などの結果を通知を受けた被害者等から、「想像していた（加害者の）反応とは違い、ショックを受けた」といった感想が聞かれた。

(3) 制度利用後の加害者の反応が良好な場合

心情等伝達制度利用後、加害者が僅かでも被害弁償をした場合や加害者から思いのほか良いと被害者等を感じる反応が得られた場合、被害者等から「制度を利用して良かった」「制度を利用したからこそ僅かでも弁償を受けることができた」という感想が聞かれた。

(4) 制度利用後の加害者の反応が良好とはいえない場合

心情等伝達制度利用後も、加害者から被害弁償等がなかったり、加害者が謝罪をしないなどその態度等に変化が見られなかったりする場合、被害者等から不満の声が寄せられ、その中には、①具体的に、保護観察では強制的に加害者に被害弁償を実行させられないことを問題視する意見もあった。

また、②心情等伝達制度を利用したところ、加害者に被害弁償の意思があるとの連絡があったので、被害者等の振込先等を加害者側に伝えたにもかかわらず、保護観察終了まで一度も被害弁償が行われなかったことから、加害者から二度裏切られたようでむなしいという感想を述べた被害者等がいた。

(5) その他

被害者等の心情等を加害者によく理解させてほしい、加害者への指導に努めてほしいといった指導への要望をする被害者等がいた。

また、被害弁償の実現のみならず、被害の辛さを加害者にわかってほしいから心情等伝達制度を利用したと述べた被害者等がいた。

4 相談・支援関係

被害者等から、①話ができて落ち着いたという感想、②制度説明を聴くことができ良かったという感想、③（被害者等が、受刑中の複数の共犯者をそれぞれ別の刑務所に収容してほしいという希望を示したことから、関係機関に働きかけをしたことを受け）実現はしなかったとはいえ、できる働きかけをしていただき感謝するという感想、④保護観察所は加害者に関する仕事をしており被害に関して相談しづらい印象を持っているとの感想がそれぞれあった。

また、保護観察期間が終了した後は、どこに相談すれば良いのかと聞かれることが多い。

加えて、釈放後の再被害に対する不安を述べる方が多い。

なお、被害者等と接する担当者の所感として、被害者が1名である場合、逆恨みをおそれて制度利用を控える被害者等が存在するよう感じるとの報告もあった。